令和７年度採用　一般職非常勤嘱託員（所蔵美術作品 学芸員）　募集要項

１　　職種・採用人数・応募資格・職務内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 人数 | 応募資格 | 職務内容 |
| 学芸員  会計年度任用職員（一般職非常勤嘱託員） | 1名 | ・学芸員資格を有すること  ・現代美術の保管・展示に関する 知識を有すること（美術作品のデータ整理に係る実務経験が　あることが望ましい。）  ・その他下記の共通応募資格（※）を有すること | ○大阪府が所蔵する美術作品「大阪府 ２０世紀美術コレクション」について  ・データ整理に関する業務  ・修復に関する調整業務  ・作者、著作権者等の関係者との調整に関する業務  ○上記を含めこれらを実施するために必要な業務  ○その他主任学芸員を補佐する業務 |

※共通応募資格

　（１）　年齢、性別、国籍は問いません。

　（２）　パソコン（ワード及びエクセル）による文書作成及び情報管理・処理が行える人。

　（3）　地方公務員法第16条各号に該当しない人。

２　　任用期間

　　　令和７年8月1日から令和８年3月31日（任用期間は更新の可能性あり）

３　　勤務条件

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 詳　　　　　　細 |
| 勤務場所 | 大阪府咲洲庁舎  　　　大阪市住之江区南港北1-14-16  　　　　　大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階  　　　　　（OsakaMetro 「コスモスクエア駅」徒歩7分）  ※原則、上記勤務場所を予定しています。  ※大阪府立江之子島文化芸術創造センター(enoco)の指定管理者と綿密に連携して業務を実施します。  そのため、業務内容によりenoco（大阪市西区江之子島2-１-34）へ出張することがあります。  ※enoco以外にも、業務内容に応じて、大阪府内を中心とする出張あり。 |
| 勤務時間  及び  勤務日 | 〇勤務時間  **週４日勤務（7時間15分×週4日）**  ・午前９時30分～午後5時30分  〇週休日  ・土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）  ・上記以外で、任意の曜日1日を週休日とします。  〇昼休憩時間  午後0時15分～午後1時  ※勤務時間・勤務日については、週29時間の範囲で相談可 |
| 給　　与 | 〇報　　　酬　：　月額　201,550円  ・月額報酬は、原則毎月17日に1か月分を見込み支給。  ・月の途中で退職される場合は、報酬を日割計算で支給。  〇通勤手当　：　一般職非常勤職員就業等規則等に基づき、勤務実績に応じた費用を支給。  ・通勤距離片道２キロ以上の場合に、通勤に必要な額を支給。  ・自家用車等での通勤は認めていません。  ○期末・勤勉手当　：　年1回支給（12月）  ・原則、基準日（12/1）に在職し任用期間が年度当初から６ヵ月以上かつ週勤務時間が15時間30分以上の方が対象  ※今後、人事委員会勧告等を踏まえた条例改正等により変更される可能性があります。 |
| 休　　暇 | 任用期間が６ヵ月を超える場合は、年次有給休暇の付与があります。  　その他、任用期間や勤務日数等、一定の基準を満たす場合には、大阪府の定めた有給または無給の特別休暇があります。 |
| 社会保険 | 地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところにより適用されます。 |

４　　応募書類、申込先、受付期間等

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 詳　　　　　　細 |
| 応募書類 | ○一般職非常勤職員採用選考申込書（大阪府指定様式）　　※写真貼付あり  　　様式ダウンロードページは以下のとおり。<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/hijou_mousikomi_eiri/index.html>  ○学芸員の資格証明書（写）  〇ハローワーク紹介状 |
| 申込先 | 〒559-8555  大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）　37階  大阪府　府民文化部　文化・スポーツ室　文化課　文化創造グループ |
| 受付期間 | ハローワーク求人申込書提出後から6月30日（月）１２時まで  応募書類は、7月4日（金）必着　※難しい場合は、別途相談。 |

５　　その他

　・ハローワークを通じた求人になります。（ハローワークの求職者登録が必要です。）

　・ご不明な点については、ハローワークを通じてお問合せください。

　・採用が内定した後は、別途採用関係書類を提出していただきます。

　・採用後は地方公務員法が適用されるため、政治的行為制限、職務に専念する義務等が課せられます。別紙「地方公務員法（抜粋）」「職員の政治的行為の制限に関する条例」をご確認ください。